## 議事日程 (第5号)

## 令和元年6月19日(水)午前10時開議

日程第1 議案第48号 湖西市森林環境基金条例制定について

日程第2 議案第49号 湖西市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

日程第3 議案第50号 財産の取得について

日程第4 議案第51号 令和元年度湖西市一般会計補正予算(第2号)

日程第 5 議案第53号 平成31年度湖西市立岡崎幼稚園こども園化事業耐震改修・増築工事(建築)の契約締

結について

日程第6 議案第54号 特別委員会の設置について

○本日の会議に付した事件 次に掲げるとおり

議事日程に掲げた日程第1から日程第6

議会活性化推進特別委員会の閉会中の継続審査

子どもの未来創造応援特別委員会の閉会中の継続審査

○出席及び欠席議員 出席表のとおり

○説明のため出席した者・・・・出席表のとおり

○職務のため議場に出席した事務局職員───出席表のとおり

## 午前10時00分 開議

○議長(加藤弘己) ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日は傍聴席へ報道機関が入っております。なお、 撮影を許可した者には許可証を交付しておりますの で御報告いたします。

○議長(加藤弘己) 続いて、事務局長から報告事項を申し上げます。

〔議会事務局長 松本和彦登壇〕

〇議会事務局長(松本和彦) 表彰について申し上 げます。去る6月11日、竹内祐子議員が市議会議員 を10年務められたことにより、全国市議会議長会か ら表彰を受けられましたので御報告をいたします。

ただいまからその伝達式を行います。

竹内議員、恐れ入りますが質問席の前までお進み ください。

加藤議長から伝達をお願いします。

〔議長 伝達〕

O議会事務局長(松本和彦) おめでとうございました。

続きまして、議案書の受理について申し上げます。 本日追加議案として、市長から契約締結案件1件、 議会運営委員会から特別委員会の設置案件1件が提 出されました。以上で報告を終わります。

○議長(加藤弘己) 次に損害賠償の額の決定及び 和解について、産業部長から報告がございます。産 業部長。

〔産業部長 長田尚史登壇〕

〇産業部長(長田尚史) 地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解に関して行いました専決処分について、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。お手元の報告書をごらんいただきたいと存じます。

この損害賠償の案件につきましては、令和元年5月19日の日曜日、午後1時50分ころでございます。 新居弁天今切体験の里海湖館のバーベキュー場において、設置してあったパラソルが突風が吹いたことにより飛びまして、御利用していたお客様の背中に 当たり、けがをさせてしまったものでございます。

このたび、損害賠償として8,650円を支払うことで示談が成立しましたので、専決処分をさせていただきました。なお、この費用につきましては、保険のほうで全額補填されるものでございます。

今後は強風下におけるパラソルの利用等について、 注意を払うとともに、同様の事故の防止を徹底して まいる所存でございますので、御理解を賜りますよ うよろしくお願い申し上げます。申しわけありませ んでした。以上で報告とさせていただきます。

○議長(加藤弘己) 続いて損害賠償の額の決定及 び和解について、消防長から報告がございます。消 防長。

〔消防長 杉浦昌司登壇〕

〇消防長(杉浦昌司) 地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解に関して行いました専決処分について、同条第2項の規定により御報告申し上げます。お手元の報告書をごらんいただきたいと存じます。

この損害賠償につきましては、令和元年5月16日 の木曜日、午前10時30分ころ、消防本部庁舎北側駐 車場において、来訪者の車両のガラス1枚を破損さ せた物損事故でございます。

このたび、損害賠償として3万1,816円を支払うことで示談が成立しましたので、専決処分をさせていただきました。なお、この費用につきましては保険で全額補填されるものであります。

今回の事故を受けまして、車両付近で草刈り機を 使用する際には、保護板等による安全対策の徹底を 図ってまいる所存でありますので、御理解を賜りま すようお願い申し上げます。済みませんでした。以 上、報告とさせていただきます。

○議長(加藤弘己) 報告事項は終わりました。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

○議長(加藤弘己) 日程第1 議案第48号 湖西 市森林環境基金条例制定についてを議題といたしま す。

質疑通告書が提出されておりますので、発言を許

可します。初めに10番 佐原佳美さんの発言を許します。10番 佐原佳美さん。

[10番 佐原佳美登壇]

**○10番(佐原佳美)** 10番 佐原佳美でございます。 議案第48号 湖西市森林環境基金条例制定について です。

新設の森林環境譲与税を基金として、湖西市の実情に応じた森林整備及びその促進を図ることができるよう適正に運用するため、条例を制定するとありますが、1月の全協において、森林整備ではなく、木材利用の促進の財源として検討するという説明がありましたが、具体的にはどのようなことをイメージしているのか。また、里山再生や個人所有の森林整備には使えないのか。お伺いいたします。

○議長(加藤弘己) 登壇して答弁をお願いいたします。産業部長。

〔産業部長 長田尚史登壇〕

〇産業部長(長田尚史) お答えいたします。

木材利用の促進ということにつきましては、今後 予定されております公共施設の整備、改修等に関し て、その中の一部で木材等を活用する場合の事業が 考えられております。また、御質問にありました里 山の再生事業、個人所有の森林整備等につきまして は、県の既存事業等、また公益性を踏まえて総合的 に判断して、使途等を決定してまいりたいと考えて おります。以上でございます。

〇議長(加藤弘己) 佐原佳美さん。

O10番(佐原佳美) 専門的な知識はないんですけれども、里山が整備されてないから鳥獣被害があるというようなことはよくニュースや何か、コメンテーターが言ってるのを聞くんですけれども、今おっしゃられたのは、県の、里山整備のほうですけれども、木材の利用ということは、公共施設の整備に今後一部充てていこうということだということですね。

それと、里山の整備に個人所有の土地を利用できないかというところは、県の既存事業と何を総合的に判断していくとおっしゃられたか、ちょっともう一度お願いいたします。

〇議長(加藤弘己) 産業部長。

**○産業部長(長田尚史)** 県の既存事業ということ

ですが、従来、県のほうでは森づくり県民税ということで県税のほうの徴収をしておりまして、その中で荒廃森林の整備ということで、今荒れている里山ですとか、そういう森の整備を県の事業で支援しながら行っていくということでありますので、里山の再生事業につきましては、そのようなものが活用できるかなと考えております。

また、個人所有の森林整備等につきましては、今回の森林環境譲与税の基金のほうも活用できるということでございますが、特に計画がございませんので、現在のところはそういう公共施設の木材利用等の普及のほうで考えております。

また、もしそういうものが出てくれば、公益性が高いもので、個人所有のものでも公益性が高いものであれば、活用を検討するということはできるかと思います。以上でございます。

〇議長(加藤弘己) 佐原佳美さん。

O10番(佐原佳美) わかりました。森づくり県民税というもので荒廃した里山の整備もやれるので、そういう計画があれば総合的に判断していくということで、ちょっと活用方法の一つとして検討の余地があるのかなという御答弁をいただきました。

それと、民間であれ、公共性の高いものを木材を 使って建設するようなものがあれば、それも相談に 応じますという理解でよろしいでしょうか。

〇議長(加藤弘己) 産業部長。

**○産業部長(長田尚史)** そのとおりでございます。

〇議長(加藤弘己) 佐原佳美さん。

**○10番(佐原佳美)** わかりました。ありがとうございます。

有効活用できるように、またこれは5年後から1 人1,000円ということで課税されてくるものですが、 これは赤ちゃんもということでよろしかったですか。

〇議長(加藤弘己) 産業部長。

**○産業部長(長田尚史)** 市県民税の均等割ということで、所得が一定以上ある方につきましては、均等割に応じて1,000円が加算されるという予定で決まっておりますので、全員というわけではございませんので、所得の均等割がかかる方という場合になります。以上です。

〇議長(加藤弘己) 佐原佳美さん。

O10番(佐原佳美) ありがとうございました。以上で質問を終わらせていただきます。

**○議長(加藤弘己)** 以上で、10番 佐原佳美さん の質疑を終わります。

次に11番 吉田建二君の発言を許します。11番 吉田建二君。

[11番 吉田建二登壇]

**○11番(吉田建二)** 11番 吉田建二です。質疑を お願いをいたします。

まず1点目ですけども、森林環境譲与税を活用するために今回基金を設置しようと、こういうことですけども、国とか県からはどのような指導があったのか。その点についてお尋ねいたします。

○議長(加藤弘己) 産業部長。登壇して答弁をお願いします。

〔産業部長 長田尚史登壇〕

〇産業部長(長田尚史) お答えいたします。

森林環境譲与税の制度及び使途等の概要、また市町の譲与税の効果的な活用への支援をすることなど、今後の連携について説明を県等でお聞きしております。また、本市のように森林が少なく、すぐに森林関係の事業へ充当できない市町につきましては、基金を設置して木材利用の促進など、地域の実情に応じた目的の推進のために活用することなどの方策の指導をお聞きしております。

県下の市町でも、ほとんどの市町が基金を設置して、効果的な活用をしていくというふうに聞いておるところでございます。以上です。

〇議長(加藤弘己) 吉田建二君。

O11番(吉田建二) ただいま答弁いただきまして、森林がなくてすぐに活用できないところは、基金等を設置してやると。そうしますと、基金を設置しなくてもいいということで、基金を設置するか否かということは、もう市町の判断に任せるというような国・県からの指導だったですか。その点についてお伺いいたします。

〇議長(加藤弘己) 産業部長。

**○産業部長(長田尚史)** 国のほうからのお願いと 提案ということで、活用する仕方ということで、法

令で定められた使途どおりに確実に執行するとともに、その実績はわかりやすく公表できるようにするために、市町村においては基金を設置して、事業の執行と財源の管理を行っていただきたいということで、依頼ではございますが、ほとんどの市町がそれに対応してつくっているということで聞いております。以上です。

〇議長(加藤弘己) 吉田建二君。

O11番(吉田建二) 大方の趣旨は理解できました。 いわゆる毎年交付される譲与税が、その年度で有 効に活用できれば問題ないわけですけども、その年度にはなかなか活用できない。その次の年度、あるいは数年次先にまとめて利用するとか、いわゆる年度間の財源調整等も図る中で、有効的に活用していこうと、こういうことでの基金設置の指導だったというように今の説明の中から受けとめました。

そういうぐあいに理解してよろしいでしょうか。お尋ねいたします。

〇議長(加藤弘己) 産業部長。

**○産業部長(長田尚史**) おっしゃるとおりでございます。以上です。

〇議長(加藤弘己) 吉田建二君。

O11番(吉田建二)2点目の質問をお願いいたします。

2点目につきましては、さきの同僚議員の説明の中で大方理解いたしましたが、1点だけお尋ねいたします。いわゆる立ち木、流木が枯れておっているような状態、あるいは植林がされていないような山林等々、そういうようなところに対しては植樹をしていく。いわゆる緑をふやしていこうというような、そういう事業の考えは予定に入ってないでしょうか。そこら辺の事業が予測されてる中で、先ほど説明以外にそういうようなものは入ってないかどうかというようなことをお尋ねしたいと思います。

〇議長(加藤弘己) 産業部長。

**○産業部長(長田尚史)** 議員がおっしゃるような 事案があれば、その辺も検討はできるかと思います。 昨年度も台風で湖西連峰のハイキングコースの木

が倒れて、なかなか間に合わないので市のほうで撤去した事例もございますので、そういうものにも有

効であれば活用は考えられるというふうに思ってお ります。以上です。

〇議長(加藤弘己) 吉田建二君。

**○11番(吉田建二)** 了解いたしました。ありがとうございました。

○議長(加藤弘己) 以上で、11番 吉田建二君の 質疑を終わります。

通告された質疑は以上でございます。ほかに質疑 のある方はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(加藤弘己) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項 の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(加藤弘己) 異議なしと認め、本件は委員 会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論発言通告書が提出されております。初めに14番 荻野利明君の発言を許します。

[14番 荻野利明登壇]

**○14番(荻野利明)** 14番 荻野利明。議案第48号 湖西市森林環境基金条例制定について、反対討論を いたします。

森林環境税として、年額1,000円を個人住民税の 均等割に上乗せして新たに課税するものです。なお、 課税は現在東日本大震災を名目に上乗せされている 復興特別住民税の期限が切れる2024年度から開始さ れます。税収は都道府県を経由して、全額を交付税 及び譲与税特別会計に直接払い込み、森林環境譲与 税として市町村と都道府県に配分をされます。

使途は、市町村の場合、間伐や人材育成、担い手 の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及 びその促進に関する費用に充てることができるとし ています。

森林環境税は、2023年度末で期限切れとなる復興特別住民税を看板だけ書きかえて取り続けるものです。森林吸収源対策や森林の公益的機能の恩恵を口実に、国や温室効果ガス排出企業が引き受けるべき負担を、国民個人に押しつけるものです。個人住民税の均等割は、所得割が非課税となる人にも一律の

額で課税される逆進性の高い税であり、その均等割への一律額の上乗せは、低所得者の負担をさらに強めるものです。また、譲与基準の人口指標の割合が3割とされ、森林従業者数の2割よりも高くなっています。このため、人口の多い都市部に多額の譲与税が配分されます。木材利用促進や普及促進にも使えるとしていますが、結果的に森林の市有林の少ない大都市の自治体のほうが、市有林面積の広い地方部の自治体よりも譲与税が多くなるという矛盾が生じています。

また、森林環境税には個人負担がありません。温暖化対策に必要な費用負担というならば、原因者である温室効果ガス排出企業に第一義的に負担を求めることが重要です。さらに、水源関与など、森林の多面的機能の恩恵が国民に負担を求める理由としていますが、個人と同様、法人も受益者です。現に地方自治体が独自に導入している地方版森林環境税では、ほぼ全ての自治体で法人にも負担を求めています。

森林の持つ公益的機能を維持するための森林整備は重要な課題です。だからこそ、国の一般会計における林業予算の拡大など、より安定的な方法で財源確保を行うべきです。また、需要のある自治体への財源配分という観点からは、地方交付税の総額をふやして財源保障を行うほうが、より適切です。

以上の理由から、本案に反対をいたします。

○議長(加藤弘己) ただいまの討論は反対討論で した。

次に11番 吉田建二君の発言を許します。吉田建 二君。

〔11番 吉田建二登壇〕

O11番(吉田建二) 11番 吉田建二です。議案第 48号 湖西市森林環境基金条例制定について、賛成の討論をさせていただきます。

森林は地球温暖化防止や災害防止、国土保全、水源の涵養など、さまざまな公益的な機能を持っており、国民に広く恩恵を与えております。したがって、森林の整備を適切に進めていくことは、国土や国民を守ることにつながると言われております。

そこで、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達

成や、災害の防止などを図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

森林環境税は国税で、国民1人当たり年間1,000 円を負担していくもので、2024年、令和6年度から 施行されるというものです。

その活用は、森林環境譲与税として、市町村と都 道府県に全額交付されるということです。その使い 道は、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の 促進や普及啓発等の森林整備、及びその促進に関す る費用となっております。

そして、2019年の令和元年度から譲与税は施行され、森林環境税が施行となる2024年までの間は、国においては譲与税特別会計における借り入れ運用で対応し交付されるということです。

こうして交付された森林環境譲与税を、適切かつ、より有効に活用していくために、このたび基金を設置して運用しようとすることは、極めて適切なことであります。

税の負担は国民だけではなく、関連企業などへも 拡大していこうとの意見、また低所得者への配慮、 森林面積など交付算出の方法など、その他さまざま な意見は、今後の研究項目の一つであって、今回の 議案は森林環境譲与税の趣旨を理解して、より効果 に結びつく事業の財源に充てるように、適切な運用 を図るために基金を設置するものであります。

基金の運用を通して、譲与税がより有効に活用されていくことに大きな期待を込めて、私は本議案に 賛成をいたします。

○議長(加藤弘己) ただいまの討論は賛成討論で した。

ほかに討論のある方はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(加藤弘己) 以上で討論を終わります。

それでは議案第48号について採決いたします。本 案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を 求めます。

[賛成者挙手]

○議長(加藤弘己) ありがとうございます。挙手 多数であります。したがって議案第48号は原案のと おり可決されました。

〇議長(加藤弘己) 日程第2 議案第49号 湖西 市火災予防条例の一部を改正する条例制定について を議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに、9番 楠 浩幸君の発言を許します。9番 楠 浩幸君。

[9番 楠 浩幸登壇]

**〇9番(楠 浩幸)** 9番 楠 浩幸でございます。 議案第49号 湖西市火災予防条例の一部を改正する 条例制定について、通告をしておりますので1点ほ どお伺いしたいと思います。

今回の条例改正、とりわけ43条におきましては、 設備、機器の免除の項だというふうに認識をしてお るんですけれども、改正の目的と、そして(6)、 6号改正に伴って事業者さんですとか設備の対応は どのように変わるのか、少し具体的にお伺いしたい と思います。よろしくお願いします。

**○議長(加藤弘己)** 登壇して答弁をお願いします。 消防長。

〔消防長 杉浦昌司登壇〕

〇消防長(杉浦昌司) お答えいたします。

平成30年6月から民泊の住居部分が300平方メートル未満の民泊施設において、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することで、自動火災報知設備の設置を免除することが可能となりました。

自動火災報知設備を設置すれば、住宅用防災機器 の設置免除は省令に規定されているものの、特定小 規模施設用自動火災報知設備については、住宅用防 災機器の設置免除の規定がないため、湖西市火災予 防条例におきまして設置免除の規定を設けることが 目的でございます。

また、第43条第1項第1号のスプリンクラー設備 につきましては、関係規定により、この改正に合わ せて所要の整備を図らせていただきました。

次に、事業者の設備の対応でございますが、湖西 市の民泊事業者においては、特定小規模施設用自動 火災報知設備を設けた事業者には、特例措置として 住宅用防災機器の設置を免除しておりましたので、 対応の必要はございません。以上でございます。

- 〇議長(加藤弘己) 楠 浩幸君、よろしいでしょうか。
- O9番(楠 浩幸) ちょっとまだ、なかなか専門 用語が理解できていないのかもしれないですけども、 湖西市においては民泊を行っている事業者さんは、 この今回の条例がなくても、家庭用の火災報知機、 防災警報機を設置することを免除できていたという ことなんですか。ちょっとそこをもう一回確認した いです。
- 〇議長(加藤弘己) 消防長。
- 〇消防長(杉浦昌司) お答えいたします。

特定小規模施設用住宅用火災警報器は、住宅用防 災機器と同等以上の性能を有することから、湖西市 では消防長名によります特例措置を用いて設置を免 除しておりました。業者のほうには負担はかかって おりません。以上です。

- 〇議長(加藤弘己) 楠 浩幸君。
- ○9番(楠 浩幸) 特例措置、消防のほうの特例措置で今までやってきたものを、今回改めて条例できちんと認めましょうよというような内容だったと思うんですけれども、この省令が平成20年に制定をされて、10年間、同じような設備を2つつけなさいよというルールだったのを、湖西市としては消防のほうで免除していたということですね。改めてこれから取り外したりだとか、設置をし直したりだとかということはなくなるというふうに理解をしました。こういうルールなんですけれども、改めて民泊をこれからやりたいよという事業者さんが出てくるであろう、出てきてほしいがための条例改正だと思うんですけれども、この条例改正の内容についてはどのように周知をされる予定でしょうか。
- 〇議長(加藤弘己) 消防長。
- 〇消防長(杉浦昌司) お答えいたします。

広報紙等を活用しまして、周知のほうしていきたいと思っております。以上です。

- 〇議長(加藤弘己) 楠 浩幸君。
- **〇9番(楠 浩幸)** 質疑なんで意見とか要望等は 余り申し上げるつもりはないんですけども、ぜひこ の産業部ですとか、あと建築の関係ですとかという

ところにもぜひぜひ情報共有していただいて、広く 運用されることをお願いします。以上で終わります。 〇議長(加藤弘己) 以上で、9番 楠 浩幸君の 質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(加藤弘己) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項 の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

O議長(加藤弘己) 異議なしと認め、本件は委員 会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(加藤弘己) 以上で討論を終わります。

それでは議案第49号について採決いたします。本 案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を 求めます。

[賛成者挙手]

O議長(加藤弘己) ありがとうございます。挙手 全員であります。したがって議案第49号は原案のと おり可決されました。

○議長(加藤弘己) 日程第3 議案第50号 財産の取得についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに11番 吉田建二君の発言を許します。11番 吉田建二君。

〔11番 吉田建二登壇〕

- O11番 (吉田建二) 質疑をさせていただきます。 まず1点目ですけども、消防自動車の発注の仕様 の中に、メーカーの指定は含まれているのかどうな のか。その点にまずお尋ねをいたします。
- **○議長(加藤弘己)** 登壇して答弁をお願いします。 消防長。

〔消防長 杉浦昌司登壇〕

〇消防長(杉浦昌司) お答えいたします。車体本体のシャーシ製造メーカー、あとポンプ車

の形をつくる艤装メーカー、積載品製造メーカーの いずれについても、メーカー指定はしておりません。 含まれておりません。以上でございます。

〇議長(加藤弘己) 吉田建二君。

**○11番(吉田建二)** メーカー指定は含まれていないということです。

そうしますと、当然に性能、これだけの能力を持った設備だよと、そういうようなことでの性能だけの指定ということで、特にそのほかの仕様の中に含まれる項目というのは特にないでしょうか。

〇議長(加藤弘己) 消防長。

〇消防長(杉浦昌司) お答えいたします。

ポンプの性能、A-2とかそういったポンプ本体性能自体のものは仕様書の中に入れてございますけども、そのほかのものにつきましては、仕様等にはメーカー指定は入れておりません。以上でございます。

〇議長(加藤弘己) 吉田建二君。

O11番(吉田建二) 1番了解をいたしました。

2つ目の質問をお願いいたします。

発注から納車まで、納品までということでの期間があるわけでございますが、その間に中間検査など、納期までおよそどのくらいの日程があって、どんなようなスケジュールになっているのか。その点についてお尋ねをいたします。

〇議長(加藤弘己) 消防長。

〇消防長(杉浦昌司) お答えいたします。

今後の日程でございますが、本議会にて御承認をいただきました後に、速やかに本契約を締結いたしまして、12月上旬ごろに中間検査、年明けの令和2年3月に納車を予定しております。以上でございます。

〇議長(加藤弘己) 吉田建二君。

**〇11番(吉田建二)** 中間検査は今のところ1回の 予定ですか。必要があれば数回になることもあるで すか。その点についてはいかがでしょう。

〇議長(加藤弘己) 消防長。

〇消防長(杉浦昌司) お答えします。

通常は1回ということで中間検査を予定しております。そのときに、見に中間検査に行きまして、疑

義があればということですけど、通常は1回という ことになっております。以上です。

〇議長(加藤弘己) 吉田建二君。

O11番(吉田建二) 了解をいたしました。

それでは3点目の質疑お願いします。

落札者、今回は日本ドライケミカル株式会社に決 定されたわけでございますが、この落札者の近隣に おける最近の納入実績等を参考にお伺いいたします。

〇議長(加藤弘己) 消防長。

〇消防長(杉浦昌司) お答えいたします。

落札業者の納入実績につきましては、制限つき一 般競争入札の中で過去5年以内の納入実績を条件と しております。

近隣における最近の納入実績といたしましては、 静岡県西部で2件、愛知県東部で9件、合わせて11 件の納入実績がございます。

また、当市におきましても平成27年度に湖西市消防団第12分団への納入実績がございます。以上でございます。

〇議長(加藤弘己) 吉田建二君。

O11番(吉田建二) 納入実績が県の西部、それからお隣の愛知県の東部であったということで、その点についてははっきりいたしましたし、また当市における納入実績もあったということではっきりいたしました。以上で私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(加藤弘己) 以上で、11番 吉田建二君の 質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方 はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(加藤弘己) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項 の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(加藤弘己) 異議なしと認め、本件は委員 会の付託を省略します。

討論を行います。討論のある方はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(加藤弘己) 以上で討論を終わります。

それでは議案第50号について採決いたします。本 案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を 求めます。

[賛成者挙手]

**○議長(加藤弘己)** ありがとうございます。挙手 全員であります。したがって議案第50号は原案のと おり可決されました。

○議長(加藤弘己) 日程第4 議案第51号 令和 元年度湖西市一般会計補正予算(第2号)を議題と いたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに11番 吉田建二君の発言を許します。11番 吉田建二君。

[11番 吉田建二登壇]

O11番(吉田建二) 質疑をさせていただきます。

歳出の参考資料は6ページになりますけども、文 化振興費の中の緊急発掘調査費について、これは当 初予算にも計上されてたわけですが、また今回補正 で追加すると、こういうことでございます。追加と なった経緯について、また内容、箇所数、面積など、 調査の概要についてお伺いをいたします。

○議長(加藤弘己) 登壇して答弁をお願いいたします。教育次長。

〔教育次長 鈴木 徹登壇〕

○教育次長(鈴木 徹) 発掘調査の概要について 説明をさせていただきます。

経緯でございますが、平成31年1月23日付で民間 事業者から浜名部品工業の南側から東海道新幹線ま での間の約4万8,000平方メートルの範囲で、工場 及び倉庫用地の造成にかかる土地利用事業の事前協 議申出書が市に提出されたことに始まります。

事業地内には、これまでの調査で窯跡が2カ所確認されていたことから、文化財保護法に基づいて窯跡の取り扱い協議が必要との申請審査結果を2月28日に事業者へ伝えました。

本年3月から4月に事業者と窯跡の取り扱いについて協議をし、窯跡を現地にそのまま残すことは不可能であるため、発掘調査を行って記録保存するこ

ととなりました。その際に、事業者に発掘調査費用を全額負担していただくことで了解を得ております。 土地利用事業は7月から9カ月間を予定工期としていることから、早急に発掘調査を実施することといたしました。本事業に係る予算につきましては、当初予算には含まれておりませんことから、6月定例会の補正予算に計上することとなったものであります。

調査の内容ですが、本発掘調査では、1カ所当たり20メートル四方、約400平方メートル程度を調査する予定で、2カ所の現地発掘作業は7月から9月までの間のおおむね50日間を見込んでおります。図面・写真などで記録を作成して、2カ所の窯跡の現地での調査を完了する計画となっております。

現地作業終了後には、図面や写真など現地記録資料の作成と発掘出土品の整理作業を令和2年3月まで実施していく予定でございます。以上でございます。

○議長(加藤弘己) 吉田建二君、よろしいですか。 O11番(吉田建二) 平成31年度予算の当初予算に、 緊急発掘調査費が計上されてるということを私は確 認しております。そして緊急発掘調査を今回やるん だけども、補正でということは、今の説明で行くと 4月に入って現地調査をしたら、今度は発掘をしな ければならないからその分を予算計上するというこ とですけども、平成31年度というですか、今年度の 予算を計上するときに、大方の現地調査をして、こ れ発掘調査をしたほうがいい、あるいはこれはもう 単なる調査で済みそうだとかという、そこら辺の状 況を踏まえたうえで予算計上しなかったわけですか。 そこら辺がちょっと何で今回補正になってきたのか なというところが理解しにくいということでの質問 でございますので、その点についてちょっと説明を お願いしたいと思います。

〇議長(加藤弘己) 教育次長。

○教育次長(鈴木 徹) お答えをいたします。

今年度の当初予算、こちらのほうに計上してあります発掘調査費につきましては、浜名湖西岸土地区画整理事業予定地に所在する遺跡、これ同じく窯跡でございますが、これの調査費用と若干の試掘調査

経費が計上してございます。

今回の案件につきましては、先ほどの答弁でも申し上げましたが、本年の1月23日付で事業者の方から市のほうへ土地利用事業の事前協議の申し出があったと。それを庁内のほうで協議をする中で、その審査結果を業者さんに伝えたのが2月28日ということでございますので、もうこの時点では当初予算のほうが確定をほぼほぼしておる状況でございまして、まだその段階では実際に業者さんとその後3月から4月に協議をする中で、どのぐらいの予算がかかるか、どのぐらいの費用がかかるかということをお互いに詰めていったものですから、なかなか当初予算に計上するということはできなかったということでございます。以上でございます。

- 〇議長(加藤弘己) 吉田建二君。
- O11番(吉田建二) 大方理解できました。いわゆる当初予算に乗っけたところの、いわゆる対象の場所と今回の場所とは違う箇所であるというように理解いたしました。それでよろしいですね。
- 〇議長(加藤弘己) 教育次長。
- ○教育次長(鈴木 徹) そのとおりでございます。
- 〇議長(加藤弘己) 吉田建二君。
- **○11番(吉田建二)** では了解いたしました。ありがとうございました。
- ○議長(加藤弘己) 以上で、11番 吉田建二君の 質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方 はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(加藤弘己) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項 の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(加藤弘己) 異議なしと認め、本件は委員 会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(加藤弘己) 以上で討論を終わります。
それでは議案第51号について採決いたします。本

案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を 求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(加藤弘己) ありがとうございます。挙手 全員であります。したがって議案第51号は原案のと おり可決されました。

〇議長(加藤弘己) 日程第5 議案第53号 平成 31年度湖西市立岡崎幼稚園こども園化事業耐震改 修・増築工事(建築)の契約締結についてを議題と いたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長(加藤弘己) 市長に提案理由の説明を求め ます。登壇してお願いします。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長(影山剛士) 議案第53号につきまして御説明を申し上げます。

平成31年度湖西市立岡崎幼稚園こども園化事業耐震改修・増築工事、これは入札の公告が4月中ということで平成の元号を使わせていただいてるということでありますけれども、この建築本体工事につきましては、5月22日に総合評価落札方式を用いた一般競争入札を執行いたしました。

その結果としまして、須山・中村土建特定建設工 事共同企業体が落札をされましたので、3億5,200 万円で工事請負契約を締結しようとするものでござ います。

なお、この工事につきましては令和3年2月19日 の完成を予定するものでございます。よろしく御審 議を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長(加藤弘己)** 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(加藤弘己) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項 の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(加藤弘己) 異議なしと認め、本件は委員

会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(加藤弘己) 以上で討論を終わります。

それでは議案第53号について採決いたします。本 案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を 求めます。

[賛成者举手]

○議長(加藤弘己) ありがとうございます。挙手 全員であります。したがって議案第53号は原案のと おり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時10分と いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長(加藤弘己) それでは休憩を解いて会議を 再開いたします。

日程第6 議案第54号 特別委員会の設置についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

[議会事務局長朗読]

○議長(加藤弘己) それでは提案理由の説明を求めます。議会運営委員会委員長 馬場 衛君。

〔議会運営委員長 馬場 衛登壇〕

○議会運営委員長(馬場 衛) 15番 議会運営委員長の馬場でございます。

議案第54号 特別委員会の設置について御説明申 し上げます。

本案については、新たに委員会を設け、特別に調査をする必要がある重要事項を付託事件として対応していくため、次の2つの特別委員会を設置しようとするものであります。

議会活性化推進特別委員会については、湖西市議会基本条例の指針である「市民が主役で、活発な議論をする、見える議会」の実現に向けて、議会の活性化推進施策及び地方議会のあり方について調査・研究しようとするもので、定数を9人とするものであります。

次に、子どもの未来創造応援特別委員会について

は、未来を担う湖西市の子供たちがたくましく育っていけるように、健全育成のあり方並びに交通及び食の安全・安心施策について、調査・研究しようとするもので、定数を9人とするものであります。

なお、設置の期間は調査が終了するまでとするも のであります。以上、説明とさせていただきます。

〇議長(加藤弘己) 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(加藤弘己) 以上で質疑を終わります。

本件は、会議規則第37条第2項の規定に基づいて 委員会への付託は行いません。

討論を行います。討論のある方はございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(加藤弘己) 以上で討論を終わります。

それでは議案第54号について採決いたします。本 案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を 求めます。

[賛成者挙手]

○議長(加藤弘己) ありがとうございます。挙手 全員であります。したがって議案第54号は原案のと おり可決されました。

ただいまの議決により設置されました議会活性化推進特別委員会及び子どもの未来創造応援特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、議会活性化推進特別委員会に柴田一雄君、三上 元君、福永桂子さん、菅沼 淳君、土屋和幸君、楠 浩幸君、中村博行君、神谷里枝さん、加藤弘己を、子どもの未来創造応援特別委員会に加藤治司君、滝本幸夫君、高柳達弥君、佐原佳美さん、吉田建二君、竹内祐子さん、荻野利明君、馬場 衛君、二橋益良君の、それぞれ9名を指名いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開時間は11時40 分でお願いいたします。

午前11時15分 休憩

午前11時45分 再開

○議長(加藤弘己) 休憩を解き、会議を再開いた します。 休憩中に議会活性化推進特別委員会及び子どもの 未来創造応援特別委員会の委員長、副委員長の互選 をしていただきましたので、その結果を報告いたし ます。

議会活性化推進特別委員会、委員長に中村博行君、 副委員長に菅沼 淳君。子どもの未来創造応援特別 委員会、委員長に二橋益良君、副委員長に佐原佳美 さん。以上のとおり決定いたしましたので、御報告 いたします。

お諮りいたします。休憩中に、議会活性化推進特別委員会委員長及び子どもの未来創造応援特別委員会委員長から、会議規則第108条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。この際、閉会中の継続審査の申し出を日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(加藤弘己) 異議ありませんので、そのように決定しました。

○議長(加藤弘己) 日程第7 議会活性化推進特別委員会の閉会中の継続審査を議題といたします。

お手元に配付してあります申出書のとおり、議会 活性化推進特別委員会委員長から閉会中の継続審査 の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、 閉会中の継続審査に付することに御異議ございませ んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(加藤弘己) 異議なしと認め、委員長の申 し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決 定いたしました。

○議長(加藤弘己) 日程第8 子どもの未来創造 応援特別委員会の閉会中の継続審査を議題といたし ます。

お手元に配付してあります申出書のとおり、子どもの未来創造応援特別委員会委員長から閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、 閉会中の継続審査に付することに御異議ございませ んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(加藤弘己)** 異議なしと認め、委員長の申 し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決 定いたしました。

○議長(加藤弘己) 以上で本日の日程は終了いた しました。

それでは、これにて会議を閉じ、令和元年6月湖 西市議会定例会を閉会といたします。お疲れさまで ございました。

午前11時47分 閉会

1 4 2

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 加 藤 弘 己

署名議員 滝 本 幸 夫

署名議員 三 上 元